

自動販売機（飲料用）設置事業者公募募集要項

飯塚市は、自動販売機設置を目的とした市有財産（建物及び土地の一部）の貸付相手方を、一般競争入札により募集します。

1 貸付物件

貸付面積：2 m²、設置台数：1 台

物件番号	施設名称 貸付箇所（所在地）
1	額田支所正面入口左端 ※屋外（鹿毛馬 2333 番地 4）

2 貸付期間

令和 7 年 8 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（2 年 244 日間）

3 入札参加申込期間 令和 7 年 4 月 18 日（金）から令和 7 年 5 月 19 日（月）まで

※入札に参加しようとする方は、あらかじめ、入札参加申込を行う必要があります。

4 入札の日時・場所

日時：令和 7 年 6 月 6 日（金）

場所：飯塚市役所本庁 4 階 入札室

※詳細は別紙「5 入札（1）入札及び開札の日時及び場所」に記載

事務局及び連絡先

〒820-8501 飯塚市新立岩 5 番 5 号

飯塚市役所 行政経営部

TEL

(0948) 96-8252（直通）

財産活用課 財産管理係

FAX

(0948) 21-2998

MAIL zaisankatsuyou@city.iizuka.lg.jp

自動販売機(飲料用)設置事業者公募 募集要項

飯塚市は、自動販売機設置を目的とした市有財産(建物及び土地の一部)の貸付相手方を、一般競争入札により募集します。

公募に参加される方はこの募集要項をよく読み、各記載事項及び現地をご確認の上でお申込下さい。

1 入札に付する事項

(1) 貸付物件

貸付面積：2 m²、設置台数：1 台

物件番号	施設名称 貸付箇所 (所在地)	販売内容等	最低貸付料 (消費税抜) ※2 年 244 日間の 総額
1	颯田支所 正面入口左端 ※屋外 (鹿毛馬 2333 番地 4)	密閉式 (カン・ビン・ペットボトル)	33,402 円

※貸付面積には、使用済み容器回収ボックス設置部分、放熱余地を含む。

※貸付(設置)場所及び、既設の自動販売機については、別紙「平面図」を参照のこと。

※物件番号 1 は、颯田庁舎が賃貸借物件であるため、落札後に転貸借の承諾を得る必要があります、承諾が得られない場合は契約ができません。

(2) 貸付期間

令和 7 年 8 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで(2 年 244 日間)

※更新なし

※屋外設置物件については、民法第 612 条に基づく建物の転貸借契約

(3) 用途

自動販売機(飲料用)の設置・運営に限るものとします。

(4) 貸付料等

ア 各年度の貸付料は、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 6 条の規定により非課税とされるものについては、落札価格を契約期間の総年数で除した額(以下「入札按分額」という。)とし、消費税法第 6 条の規定により非課税とされるもの以外のものについては、入札按分額に消費税及び地方消費税を加えた額とします。ただし、契約期間に 1 年未満の端数がある場合の入札按分額は、落札価格を契約期間の総日数で除し、それぞれの年度に属する日数を乗じて得た額とします。なお、入札按分額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を入札按分額とし、年度ごとの入札按分額の合計額と落札価格に差額が生じたときは、当該差額を貸付初年度の入札按分額に加算します。

イ 転貸借料は、当該年度の 5 月 31 日(5 月 31 日が休日・祝日の場合は翌金融機関営業日)までに納付していただきます。ただし、令和 7 年度分は、令和 7 年 7 月 31 日までに納付していただきます。

ウ 電気料等の必要経費については設置事業者の負担とし、設置事業者は、自動販売機に電気料等の使用料を計る専用メーターを設置し、それによる実費を飯塚市が指定する者に対し、指定する納入期限までに全額納入してください。

また、電気の使用量を飯塚市が指定する者に、毎月 1 回報告してください。

エ 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費(電源設置工事を含む)、移転費及び維持管理費
その他必要とされる一切の経費は設置事業者の負担とします。

オ 売上手数料相当額を別途納付する必要はありません。

(5) 自動販売機の仕様及び管理運営上の遵守事項

別紙 1「仕様書」のとおりとします。

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定による制限を受けていないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。並びにこれら暴力団及び暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (3) 暴力団又は暴力団員の依頼を受けての入札参加ではないこと。
- (4) 自動販売機の設置・運營業務について、3 年以上の実績を有すること。
- (5) 個人の場合は福岡県に住所を有し、法人の場合は福岡県内に本店又は支店若しくは営業所を有すること。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立てをしておらず、同条第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをなされていないこと。及び、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項の規定による再生手続開始の申立てをしておらず、同条第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをなされていないこと。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (8) 飯塚市税の滞納がないこと(現年及び過年分を含む)。
- (9) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。
- (10) 下記 3 により、あらかじめ入札への参加申込を行い、一般競争入札参加資格確認通知書により通知を受けていること。

3 入札参加申し込み

入札に参加しようとする者は、事前に入札参加申込書等の配布を受け、受付期間内に必要な書類を提出する必要があります。

(1) 入札参加申込書等の配布期間、受付期間及び配布・受付場所

入札参加申込書等の 配布期間	入札参加申込書等の 受付期間	配布・受付場所
令和 7 年 4 月 18 日(金)から 令和 7 年 5 月 19 日(月)まで 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ※市の休日を除く ※市ホームページからダウンロード可能	令和 7 年 4 月 18 日(金)から 令和 7 年 5 月 19 日(月)まで 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ※市の休日を除く	飯塚市役所 財産活用課 財産管理係 (本庁 4 階)

(2) 提出書類

	提出書類	法人	個人
①	入札参加申込書(様式 1)	○	○
②	誓約書兼承諾書(様式 2)	○	○
③	役員等一覧(様式 3)	○	○
④	自動販売機設置実績報告書(様式 4)	○	○
⑤	商業・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	○	
⑥	住民票		○
⑦	印鑑登録証明書	○	○
⑧	(飯塚市税に関する)滞納のない証明書	○	○
⑨	設置する自動販売機のカタログ(外観及び仕様が確認できるもの)	○	○

※⑤、⑥、⑦、⑧については、発行後 3 カ月以内の原本とする。

(3) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留など郵便物の追跡ができる方法）により提出して下さい。

※受付期間内に到着しなかった場合や郵便事故等により到着しなかった場合であっても受付は一切行いません。発送後は、必ず提出書類の到着を電話で確認して下さい。

※必要書類に不備や不足がある場合は無効となる場合がありますので、提出前に十分確認して下さい。

(4) 入札参加資格の確認及び通知

入札参加申込を受け入札参加資格を満たしていることを確認した場合は、一般競争入札参加資格確認通知書により、申込者に通知します。なお設置予定の自動販売機が上記 1 (5) に定める仕様に適合しないと認められる場合は、機種変更を指示する場合があります。

(5) 入札参加資格のない者への通知及び理由説明

入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、一般競争入札参加不適格通知書により、申込者にその旨及び理由を通知します。なお入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、当該通知のあった日の翌日から起算して 7 日以内に、書面により説明を求めることができます。市が説明を求める文書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して 7 日以内に書面により回答します。

(6) 入札の中止等

入札者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるとき、又は天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は中止することがあります。

(7) 入札の辞退

入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、次に掲げるところにより入札を辞退することができます。

ア 入札執行日前にあっては、入札辞退届(様式 5)を下記 9(4)へ直接持参又は郵送(入札の前日までに到達するものに限る。)により提出すること。

イ 入札執行日にあっては、入札辞退届(様式 5)又は入札を辞退する旨を明記した入札書(様式 7)を、入札を執行する者に直接提出すること。

4 質問及び回答

公告及び募集要項の内容等に対する質問及び回答法は、次のとおりとします。

(1) 質問期限

令和 7 年 5 月 13 日 (火) 午後 5 時 15 分まで

(2) 提出方法及び提出場所

質問は、質問書(様式 6)により、下記 9(4)へ直接持参又は電送(ファクシミリ)若しくは電子メールにて提出してください。郵送による提出はできません。

※電送(ファクシミリ)又は電子メールにて提出する場合は、送信後、必ず下記 9(4)へ到達確認の電話をしてください。

(3) 回答期限

令和 7 年 5 月 16 日 (金) 正午まで

(4) 回答方法

質問者全員に対し電話、電送(ファクシミリ)、電子メールのいずれかの方法により回答します。

5 入札

(1) 入札及び開札の日時及び場所

日時：令和 7 年 6 月 6 日 (金)

物件番号	施設名称 貸付箇所	入札開始時刻
1	颯田支所正面入口左端 ※屋外	午前 10 時 00 分

場所：飯塚市役所本庁 4 階 入札室

(2) 入札保証金

免除

(3) 入札方法等

ア 入札書は、入札者又はその代理人が直接持参の上、提出してください。郵送により入札を行う場合は、別紙 2「郵便による入札」を参照

イ 代理人により入札するときは、必ず「委任状(様式 8)」を提出してください。

ウ 上記 5(1)の日時までに入札場所に入室されない場合は、入札を辞退したものと見なします。
※郵送により入札を行う場合を除く

エ 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)その他の法令に抵触する行為を行ってはなりません。

オ 入札書については、様式 7 を使用してください。

カ 入札書には、消せないボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。消せるペン、鉛筆、シャープペンシルは使用できません。

キ 入札書に記入する金額は、「契約期間の総額(消費税額及び地方消費税額を含まない)」としてください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。

ク 提出された入札書は、その事由の如何にかかわらず、書き換え、引き換え又は撤回することはできません。

(4) 無効な入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

ア 入札参加資格を有しない者がした入札

イ 委任状を提出していない代理人がした入札

ウ 所定の日時までに所定の場所に持参(もしくは郵送で到着)しない入札

エ 談合その他不正な行為があったと認められる入札

オ 同一事項の入札に対し 2 以上の意思表示をした入札

- カ 他人の代理を兼ね又は 2 以上の代理をした者の入札
- キ 記名(又は署名)又は押印のない入札
- ク 入札書の記入事項が確認できない入札又は鉛筆、シャープペンシルその他の訂正が容易な筆記具で記入された入札
- ケ 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- コ 上記 1(1)に定める最低貸付料を下回る価格の入札
- サ 担当職員の指示に従わない者がした入札
- シ その他入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定

(1)開札

開札は、入札場所において、入札の終了後直ちに、入札参加者を立ち合わせて行います。ただし、入札関係者がすべて郵便による入札を行う等、立会者が不在となる場合は、当該入札業務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

入札参加者が立ち会わないときは、その結果について異議を申し立てることができません。

(2)落札者の決定

ア 市が定める最低貸付料以上の額で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

なお、同価格の入札により落札者となるべき者が 2 者以上あるときは、「くじ」により落札者を決定します。ただし、落札者となるべき者がすべて郵便による入札を行う等により不在となる場合は、当該入札業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定した場合、その場で落札者名及び落札金額を入札参加者全員にお知らせします。また、落札者名、落札金額及び入札参加者数について、公表を予定していますので、あらかじめご承知ください。

7 契約

(1)契約の締結

ア 契約書は別紙のとおりとし、落札者は、令和 7 年 6 月 30 日(月)までに、記名・押印の上、下記 9(4)の場所に提出してください。

イ 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。

ウ 契約は入札者名義で行います。

エ 落札者が契約を締結しない場合は、当該落札は効力を失うものとします。

(2)契約保証金

免除

8 転貸借料の支払

納入通知書により、毎年 5 月 31 日(5 月 31 日が休日・祝日の場合は翌金融機関営業日)までに、その年度に属する転貸借料を甲に支払ってください。

ただし、令和 7 年度分は、令和 7 年 7 月 31 日までに支払うものとします。

9 その他

(1)現地(設置箇所)確認

開庁時間に各施設の担当職員の指示に従い、現地を確認してください。参加希望者は、令和 7

年 5 月 13 日（火）正午までに、下記（4）に電話申込みしてください。

(2) 設置日

令和 7 年 8 月 1 日(金)～令和 7 年 8 月 4 日(月)

(3) その他

本要項に定めのない事項は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)、飯塚市契約規則(平成 18 年飯塚市規則第 61 号)、飯塚市公有財産管理規則(平成 18 年飯塚市規則第 63 号)、飯塚市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱(平成 26 年 1 月 30 日施行)及び飯塚市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する一般競争入札実施要領(平成 23 年 3 月 10 日施行)の定めるところによるものとします。

(4) 連絡先

〒820-8501 飯塚市新立岩5番5号

飯塚市役所行政経営部財産活用課財産管理係

TEL (0948) 96-8252(直通)

FAX (0948) 21-2998

Mail zaisankatsuyou@city.iizuka.lg.jp

(別紙1)

仕様書

自動販売機の仕様及び管理運営上の遵守事項

1 自動販売機の仕様

(1) 大きさ

設置面積(使用済み容器回収ボックスを含む)は、「平面図」において示す各設置箇所の設置範囲に収まる大きさとし、高さは2m以内とすること。

(2) デザイン

ア 塗装色については特に指定しないが、側面等に市及び関係団体のPR用ポスターを貼付する場合がある。

イ ユニバーサルデザインに配慮した機器とすること(大型コイン一括投入口、商品選択ボタン、大型取出口など)。

ウ 千円紙幣が使用できること。

(3) 環境対策

ア 「ヒートポンプ」技術を採用した機種であること。併せて、「エコ・ベンダー」、「ゾーンクーリング」、「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「真空断熱材」、「ピークカット」、「LED 照明」等の消費電力量の低減に資する技術を採用していること。

イ 冷媒・断熱材発泡剤等に、フロン又は代替フロン(HCFC 類、HFC 類)を使用していないこと(いわゆる「ノンフロン」。代替フロンは温室効果ガスのため不可)。

2 自動販売機の設置及び管理運営上の遵守事項

(1) 設置

自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、JIS 規格及び業界自主基準に準拠した転倒防止措置を講じること。

(2) 管理運営

ア 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。

イ 商品の補充、売上金の回収、釣り銭の補充等は設置事業者が行うとともに、常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。

ウ 使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機1台に1個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないように、適切な維持管理を行うこと。また、設置場所周辺の清掃を行うこと。

エ 商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、本市の指示に従うこと。

オ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

カ 自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

3 販売条件

(1) 販売品目

酒類の販売はしないこと。

物件番号	販売品目
1	密閉式の容器(カン、ビン、ペットボトル)入りの清涼飲料水、乳飲料、又は乳酸菌飲料。

(2) 販売価格

販売価格は、標準小売価格を超えないこと。

(別紙 2)

郵便による入札

1. 入札書の提出方法

(1) 令和7年6月3日(火)までに指定郵便局(新飯塚駅前郵便局)に到達するように郵便の手続きを行う。

(2) 郵送の方法は一般書留又は簡易書留のいずれかによるものとし、郵送にかかる費用は入札の結果に関わらず入札参加者の負担とする。(郵便ポストへの投函は不可)

(3) 入札書は次に掲げる事項を記載した封筒に入れ封印し、提出しなければならない。(封筒記載例参照)

①新飯塚駅前郵便局留

②宛先

③入札書を在住した旨

④物件番号

⑤件名

⑤差出人の住所、商号又は名称及び代表者名

(4) 差出控えは開札まで各自で保管すること。

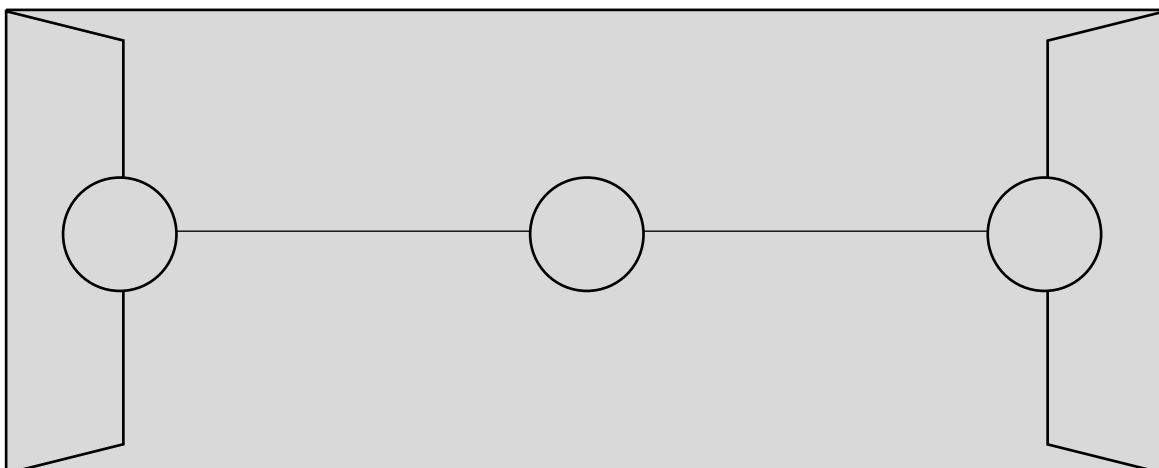
【封筒記載例】

表面

新飯塚駅前郵便局留	
飯塚市 行政経営部 財産活用課 財産活用係 行	
入札書在中（物件番号 1）	
件名	自動販売機一般競争入札
※郵送方法 一般書留又は簡易書留	
差出人	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 〇〇〇株式会社 〇〇 〇〇

朱書きで記載

裏面



※最低でも 1 箇所以上に押印

物件番号1 飯塚市颯田庁舎(屋外)

